

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 平成23年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2号 平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費について
- 日程第 6 報告第 3号 平成23年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 7 報告第 4号 平成23年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第 1号 表彰について
- 日程第12 議案第 2号 遠軽町収入証紙条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 3号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 4号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 5号 遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 6号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第18 議案第 8号 平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第19 議案第 9号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第10号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第11号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 認定第 1号 平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 2号 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 3号 平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 4号 平成23年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 5号 平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 6号 平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳

出決算認定について

- 日程第 28 認定第 7号 平成23年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 29 認定第 8号 平成23年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 一般質問
- 日程第 31 認定第 1号 平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 32 認定第 2号 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
(付託案件) 定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 認定第 3号 平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(付託案件) 認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査
査)
- 日程第 34 認定第 4号 平成23年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
(付託案件) ついて (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 35 認定第 5号 平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
(付託案件) 算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審
査)
- 日程第 36 認定第 6号 平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
(付託案件) 出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期
中審査)
- 日程第 37 認定第 7号 平成23年度遠軽町水道事業会計決算認定について (決算
(付託案件) 審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 38 認定第 8号 平成23年度遠軽町下水道事業会計決算認定について (決
(付託案件) 算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 39 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第 40 意見案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組
み」の構築を求める意見書
- 日程第 41 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 42 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

平成24年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月20日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 平成23年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成23年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成23年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 8 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 9 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第12 | 議案第 2号 | 遠軽町収入証紙条例等の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 3号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 4号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 5号 | 遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第 7号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第 8号 | 平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第19 | 議案第 9号 | 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議案第10号 | 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第11号 | 平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 認定第 1号 | 平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 2号 | 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 |

《平成24年9月20日》

定について

- 日程第 2 4 認定第 3 号 平成 2 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 4 号 平成 2 3 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 5 号 平成 2 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 6 号 平成 2 3 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 7 号 平成 2 3 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 8 号 平成 2 3 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 0 一般質問
-

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君

《平成 2 4 年 9 月 2 0 日》

財 政 課 長	太 田 守 君	保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君
住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君	農 政 林 務 課 長	安 藤 清 貴 君
商 工 観 光 課 長	大 河 原 忠 宏 君	水 道 課 長	岸 野 博 美 君
会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君	生 田 原 総 合 支 所 長	岡 村 宏 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	工 藤 敏 広 君	白 滝 総 合 支 所 長	池 田 博 利 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君	総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君
社 会 教 育 課 参 事	大 貫 雅 英 君	監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	梶 田 淳 一 君

《平成24年9月20日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成24年第4回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成23年度分及び平成24年度分例月出納検査に対する監査結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第30までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、黒坂議員、浅水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成24年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月14日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月27日までの8日間と決定いたしました。

なお、9月22日から23日までの2日間は休日のため、また、9月25日は決算審査のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月26日午前10時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月27日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成24年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第3回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

6月25日に、酪農学園大学と遠軽町、湧別町及び関係農業団体との間において、地域総合交流に関する協定を締結しました。

この協定は、遠軽町・湧別町の両地域における産業、環境、教育の振興・発展のため、江別市にあります酪農学園大学と相互に交流事業を推進することを目的に、昨年酪農学園大学と遠軽町、湧別町、えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合及びオホーツク農業共済組合による協議を進め、このたび締結を行ったところです。

大学からは、獣医学生の参加型臨床実習受け入れを通して、オホーツク地域の活性化に貢献したいという意向が示されており、両町及び関係農業団体が設立した地域総合交流推進協議会を窓口として、大学との交流推進に向けて協議を進め、地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、北海道合併市町連携会議の設立についてであります。東日本大震災の影響や社会経済情勢の悪化により、合併当初の施設整備計画が進んでいない状況などを懸念し、震災後、平成の大合併により合併した道内22市町に働きかけ、国・関係機関などに対し、

《平成24年9月20日》

合併特例債発行期限の延長に係る要望活動に取り組んでまいりました。

その結果、合併後10年間の発行期限を東日本大震災の被災地では20年間、被災地以外は15年間に延長する合併特例債延長法が本年6月に成立したところであり、今後合併市町における行財政運営に大きな効果が得られるものです。

この一連の行動を機に、合併自治体が協力・連携し、共通の課題に対処するための要望活動や意見及び情報交換の場としての組織の必要性を確認し、7月20日、札幌市において22の合併市町の首長が出席のもと、北海道合併市町連携会議の設立総会が開催され、私が会長に就任しました。

今後、道内の合併自治体が抱える課題等の解決に向け、取り組んでまいります。

次に、合気道開祖植芝盛平翁ゆかりの地入植100年記念事業が8月17、18日の両日、白滝地域で行われました。

17日は、植芝守央合気道道主並びに友好都市である和歌山県田辺市、京都府綾部市、茨城県笠間市の関係者出席のもと、植芝盛平翁の功績をたたえて建立された「顕彰碑」の除幕式が行われました。

翌18日には、道主による記念講演に続き、白滝柔剣道場で行われた特別講習会では、道主から直接指導を受けられるまたとない機会、道内外を初め、海外からも多数の合気道関係者が参加されました。

和合の精神とわざで世界95カ国に普及している合気道の限りない発展を願うとともに、合気道ゆかりの地である白滝地域を国内外に発信し、交流人口の拡大や地域の活性化につながることを期待するものです。

次に、自衛隊関係についてであります。ハイチ共和国で発生した大地震の復興支援として、本年1月から国際平和協力活動派遣隊として活動をしてきた野村連隊長を救援隊長とする隊員75人が任務を完遂し、8月7日、22日の両日無事帰国されました。

25日には、自衛隊協力会連合会の主催により、家族、協力諸団体の皆さん参加のもと、派遣隊員の慰労会が開催されました。

また、本年度は、駐屯地創立61周年であります。東日本大震災における災害派遣及びハイチ大地震における国際平和活動という多大な貢献をされている駐屯地の実情を、より多くの地域住民の皆さんに知っていただくため、町を初め商工会議所や自衛隊協力諸団体(24団体)による「陸上自衛隊遠軽駐屯地創立61周年記念市中パレード協賛会」が7月18日に設立され、8月2日に市中パレードの実施について要望を行ってまいりました。

なお、10月13日に連隊通において市中パレード、翌14日に駐屯地において記念式典が予定されております。

次に、観光及び産業振興についてであります。6月17日に丸瀬布平和山公園及び弘政寺境内を会場に、「第40回まるせつお藤まつり」が開催されました。藤の花がほぼ満開となり、町内外の大勢の皆様が歌謡ショーや各種イベントを楽しんだところです。

《平成24年9月20日》

この祭りを皮切りに、町内の各地域におきまして、次々と夏の観光イベントが開催されたところでありまして、7月14日には「第61回遠軽がんぼう夏まつり」が開催され、メインイベントとなる「千人踊り」では、素踊りやよさこい、仮装など約1,600人の踊り手が沿道の皆様とともに楽しんだところです。

翌15日には、生田原福祉センターをメイン会場として、「第25回ヤマベまつり」が開催され、ことしから地域のつながりを大切にする企画として、地域対抗の「ヤマベのタモ入れ合戦」が行われるなど、大いににぎわいました。

8月4日、5日には丸瀬布森林公園いこいの森で「第30回まるせつぶ観光まつり」が開催され、恒例の花火大会を初め、雨の中で行われた芸能人によるトークショーにも大勢の皆様に来場いただいたところです。

18日、19日には、白滝総合支所駐車場を会場に、「第11回しらたき山遊の里まつり」が開催され、18日のイベントには、同日開催された合気道記念事業の参加者も加わり、地域との交流が大いに図られたところです。

25日には、湧別川せせらぎ広場を会場に、コスモスフェスティバル第1弾となる「コスモス開花宣言花火大会」が開催され、好天の中、昨年を上回る人出があり、大勢の観客が花火を楽しんだところです。

9月2日には、太陽の丘えんがる公園虹のひろばで、コスモスフェスタイベント第2弾となる「太陽の丘コスモスフェスタ2012」が開催され、コスモスコンサートや各種イベントに町内外から大勢の皆様に来場いただいたところです。

ことしの観光イベントは、節目の年となるものが数多く、それにふさわしい企画運営でイベントを盛り上げていただきました各実行委員会等の関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

追加で御報告させていただきますが、生田原コミュニティーセンター「ノースキング」レストラン出店業者の撤退の申し出についてであります。9月14日に指定管理者である株式会社生田原振興公社から、経緯の報告と今後の協力要請があったところです。

経緯につきましては、8月30日にテナントとしてレストランを出店している業者から、撤退をしたい旨の申し出があったため、9月5日に生田原振興公社臨時取締役会を行い、協議の結果、この時期にテナント業者を確保することは難しい状況であり、今後の方向として、直営方式により行うことなどの議決がなされたと報告がありました。

町といたしましては、「ノースキング」の今後の運営について、公社と十分に協議をしながら、利用者に御不便をおかけしないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御報告をさせていただくとともに、御理解を賜りたいと存じます。

次に、本会議に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号平成23年度遠軽町一般会計継続費については、平成23年度遠軽町一般会計の継続費に係る北2丁目団地公営住宅新築工事が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

《平成24年9月20日》

報告第2号平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費については、平成23年度遠軽町下水道事業会計の継続費に係る遠軽下水処理センター更新工事（機械）が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第3号平成23年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第4号平成23年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります岩船定男氏が平成24年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります福井稔晋氏が平成24年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく議会の同意を求めるものです。

同意第2号公平委員会委員の選任については、現委員であります和田修氏が平成24年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町収入証紙条例等の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び遠軽町白滝廃棄物処理場の廃止に伴い、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第4号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第5号遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号工事請負契約の締結については、平成24年度南町39号線通道路改良工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第7号財産の取得については、平成24年度財務会計システム購入について、議会

《平成24年9月20日》

の議決を求めるものです。

議案第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第9号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、障害者自立支援給付費等の精算に伴う税外過誤納還付金の追加、丸瀬布厚生病院損失負担金、青年就農給付金事業補助金、栄野地区農地保全対策工事、民有林振興対策事業補助金の追加、遠軽地区自治会連合会防災事業補助金、吹奏楽コンクール出場等に係る学校行事負担金の追加、遠軽高等学校生徒の進学・就職支援事業を行う遠軽高等学校PTAに対する教育振興補助金、遠軽カップアルペン競技大会の国際スキー連盟公認大会変更に伴う計時機材購入に係る体育振興補助金の追加並びに通信ケーブル改修等に係るロックバレースキー場維持補助金の追加に係る経費等を計上したところです。

議案第10号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費を計上したところです。

議案第11号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、高額医療合算介護サービス等費の追加、介護給付費負担金等の返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第8号までについては、平成23年度遠軽町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算でありまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、第4回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成23年度遠軽町一般会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第1号平成23年度遠軽町一般会計継続費についてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計継続費につきまして、別紙のとおり継続年度が終了しまし

《平成24年9月20日》

たので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお開き願います。

平成23年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

平成22、23年度の2カ年継続事業として実施しました北2丁目団地公営住宅新築工事につきましては、全体計画、年割額計4億4,870万7,000円に対し、実績支出済額計は4億4,870万7,000円であります。鉄筋コンクリート造5階建て、1棟25戸の事業実施であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第1号平成23年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 報告第2号平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費につきましては、継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費精算報告書について御説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、遠軽下水処理センター更新工事（機械）につきましては、平成22、23年度の2カ年継続事業として実施したものであり、全体計画、年割額計2億3,152万5,000円に対し、実績支払義務発生額計は同額の2億3,152万5,000円であります。

事業内容は、遠軽下水処理センター汚泥脱水設備更新工事の実施であります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成23年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを終わります。

《平成24年9月20日》

◎日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号平成23年度遠軽町健全化判断比率について、日程第7 報告第4号平成23年度遠軽町資金不足比率についてを一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第3号平成23年度遠軽町健全化判断比率についてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。

なお、本町の実質赤字比率に係る早期健全化基準は13.33%、財政再生基準は20%であります。

連結実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。

なお、本町の連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は18.33%、財政再生基準は30%であります。

実質公債費比率につきましては、14.1%であります。

なお、本町の実質公債費比率に係る早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率につきましては、79.1%であります。

なお、本町の将来負担比率に係る早期健全化基準は350%であります。

続きまして、報告第4号平成23年度遠軽町資金不足比率についてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

個別排水処理事業特別会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

水道事業会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

下水道事業会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

次に、赤番10、平成23年度遠軽町健全化判断比率及び特別会計資金不足比率審査意見書並びに赤番12、平成23年度遠軽町企業会計資金不足比率審査意見書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

《平成24年9月20日》

○議長（前田篤秀君） これより、報告第3号平成23年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成23年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第4号平成23年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成23年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第8 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員岩船定男氏が、平成24年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝719番地3。氏名、岩船定男。生年月日、昭和19年10月25日であります。

岩船定男氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 同意第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員福井稔晋氏が、平成24年11月8日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町28番地。氏名、福井稔晋。生年月日、昭和16年3月22日であります。

福井稔晋氏は、人格高潔で、教育に関して識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第10 同意第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

《平成24年9月20日》

公平委員会委員和田修氏が、平成24年11月8日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町大通南4丁目2番地5。氏名、和田修。生年月日、昭和22年1月11日であります。

和田修氏は人格高潔で、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第2号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町2条通北6丁目1番地、大谷二美恵様から、堆雪場としまして、遠軽町南町1丁目3番地69外計4筆、537.48平方メートルの土地の御寄附をいただいたものであります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されております、遠軽町福路2丁目2番地17、長谷川道夫様。遠軽町丸瀬布元町23番地13、関久様。遠軽町丸瀬布水谷町158番地、玉置敏彦様。遠軽町2条通北8丁目1番地59、中川昇様。遠軽町岩見通北4丁目

《平成24年9月20日》

3番地22、石垣正行様。遠軽町福路2丁目5番地19、井上幸次様。遠軽町2条通北6丁目1番地11、竹林一彦様。遠軽町白滝276番地2、佐藤英一様であります。

以上、個人9件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第2号遠軽町収入証紙条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第2号遠軽町収入証紙条例等の一部改正について御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び遠軽町白滝廃棄物処理場を廃止するため、遠軽町収入証紙条例等の一部を改正したく、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町収入証紙条例等の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町収入証紙条例新旧対照表（第1条関係）、1ページをお開き願います。

第3条第1項中、「1,000円、2,000円、3,000円、6,000円、1万円及び1万2,000円」を削除し、「12種類」を「6種類」とするものであります。

次に、参考資料、遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（第2条関係）、2ページをお開き願います。

《平成24年9月20日》

第17条を第18条とし、第16条の次に、次の1条を加える。

第17条、技術管理者の資格。

法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

第1号、技術士法第2条第1項に規定する技術士。

第2号、技術士法第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第3号、2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者。

第4号、学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学もしくは農学の課程において、衛生工学もしくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第5号、学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学もしくはこれらに相当する課程において衛生工学もしくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第6号、学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学もしくはこれらに相当する課程において、衛生工学もしくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第7号、学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学もしくはこれらに相当する課程において衛生工学もしくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第8号、学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科もしくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第9号、学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目もしくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第10号、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第11号、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。

別紙第1、第12条関係につきましては、表中の産業廃棄物欄のうち、遠軽町白滝廃棄物処理場に関する記載事項の取り扱い区分及び単位並びに金額のすべてを削除するものです。

次に、参考資料、遠軽町廃棄物処理施設条例新旧対照表（第3条関係）、5ページをお開き願います。

《平成24年9月20日》

第2条、名称及び位置の表中の名称の欄から「遠軽町白滝廃棄物処理場」と、位置の欄から「遠軽町東白滝25番地1外」を削除するものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成24年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点お尋ねをいたしますが、今の説明の中の参考資料2ページ、第17条の説明の中で、5番と7番、これは科目以外の科目を修めて卒業した後というふうに説明がありましたけれども、その前段、化学工学や衛生工学に関する科目以外の科目って、例えばどういう科目あるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 上記に読み上げました科目以外ということで、一般的な大学とか、そういうところで受けられる科目を示しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 今の説明ちょっとわかりづらいのですけれども、そうすると、例えば経済学を取ったとか、文学を取ったとか、そういうことでも対象になるということですか、この文章では。それとも、工学だとか農学だとか、そっちの方面の何かの科目ということなのですか。具体的に言ってもらったらわかりやすいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） ここに記載されている専門学以外の学科でも、あと経験があれば認められるという、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 後で結構ですから、例えばこういう科目がありますよと、ちょっと教えていただければ助かりますけれども。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） それでは、後ほど。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 同じ第17条の関係で1点、11号の全各号に掲げるものと同年以上の実績及び技能を有すると認められる者というふうには書いてあるのですが、この同年以上の知識及び技能を有するというのを認めるのはだれなのか、そしてその知識、技能というのはどのように判断をするのか、内部の試験だとか、そういったものを用いて判断をするのか、それとも常識的に、長年経験しているので書類の審査上でパスするのか、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたい。

《平成24年9月20日》

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） やはり経験年数とか、そういうものも大事になってきますし、これは……。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） まず、認めるところにつきましては、遠軽町が認めるということになります。ここに掲げておりますとおり、経験年数で言いますと10年以上ということになりますけれども、専門的なそういう学校を出ている方でなくても、中央のほうで年に何度かこういった資格を取るための研修、そして最終的な修了試験がございますので、そういったところの資格を取った人間が、一応知識なり技能を有するというふうに認められる者というふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） そうすると、この11号の書き方というのは、違うのではないですかね。今の説明で言うと、国家資格試験ですよ。それ相当のものを研修やって修了試験受けて認定をされるということですから、そういった資格を持っているということになりますよね。ところが、これだけ1号から10号まで詳しく、大学あるいは高等学校含めて、中学含めて経験年数、最高で言うと10年ですかね。というふうに細かく分けて、そしてその下に11号があるわけですよ。そうしますと、そういった学校だとか出ていなくても、実務経験がそういった会社において、事業所において10年以上経験していれば、その職歴を確認するだけで、本当はこの資格を有するというふうに解される部分もあるわけですね。そういった国が定める研修だとか、修了試験終わってなくても、経験さえ持っていれば、これでいったら認められると解釈もできるわけですよ。10年以上経験していれば。単純にそうできる、読み取れるものですから、そういった人を指定するときに、知識というのはどこで判断するのですかという疑問があったものですからお聞きしているのです。だから今課長が答弁あったように、そういった年に何回かある研修会で講習、研修をすると、そして終わったときに修了試験を受けると、そしてそれに合格していることが条件だということになれば、合格しなかったらだめだということですから、この11号の書き方というのは、もう少し厳密に、厳正な文章表現になるべきではないでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き再開いたします。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変失礼しました。先ほどの答弁の中に、不適切なお答えがありましたので、まずその説明の取り消しをお願いしたいと思います。

御指摘いただきました11号の関係につきましては、前段1号から10号の中で、実務または学歴で一定程度制限しているもので、救われなかった部分というか、それ以外のところを11号で認めていくという、そういう内容になっておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町収入証紙条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第3号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第3号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例新旧対照表により御説明します。

今回の改正につきましては、現行の条例に布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準として、1章3条の規定を加えるものであります。

目次につきましては、第7章として布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

技術管理者の資格基準を加え、現行の第7章及び第8章をそれぞれ1章ずつ繰り下げるものであります。

次に、本則につきましては、第7章として、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を加えるものであります。

第40条につきましては、布設工事監督者を配置する工事として、第1号及び第2号の布設工事監督者が監督業務を行うべき工事の種別を規定するものであります。

第41条につきましては、布設工事監督者の資格として、第1号から第8号までの布設工事監督者が有すべき資格を規定するものであります。

第42条につきましては、水道技術管理者の資格として、第1号から第6号までの水道技術管理者が有すべき資格を規定するものであります。

次に、ただいま説明いたしました第7章の第40条から第42条までを加えることにより、現行の第7章第40条第8章第41条及び第42条をそれぞれ1章3条ずつ繰り下げるものであります。

前のページに戻りまして、附則について御説明をいたします。

この条例は、平成24年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第4号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第4号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町公共下水道条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

《平成24年9月20日》

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町公共下水道条例新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正につきましては、現行の条例に公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理として、1章5条の規定を加えるとともに、これに係る規定を整備するものであります。

目次につきましては、第5章として公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理を加え、現行の第5章及び第6章をそれぞれ1章ずつ繰り下げるものであります。

次に、本則であります。第1条につきましては、この条例に定める事項として、施設の構造の技術上の基準及び維持管理を加えるものであります。

第3条につきましては、第1号の次に第2号排水施設、第3号処理施設の定義を加え、現行の第2号から第11号までをそれぞれ2号ずつ繰り下げるものであります。

次に、第5章として、公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理を加えるものであります。

第22条につきましては、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準として、第1号から第5号までの排水施設及び処理施設に共通する基準を規定するものであります。

第23条につきましては、排水施設の構造の技術上の基準として、第1号から第5号までの排水施設の基準を規定するものであります。

第24条につきましては、処理施設の構造の技術上の基準として、第1号及び第2号の処理施設の基準を規定するものであります。

第25条につきましては、適用除外として第1号及び第2号に、第22条から第24条までに規定する基準の適用を除外するものを規定するものであります。

第26条につきましては、終末処理場の維持管理として、第1号から第5号までの終末処理場が行うべき維持管理を規定するものであります。

次に、ただいま説明いたしました第5章の第22条から第26条までを加えることにより、現行の第5章第22条から第30条まで、第6章第31条から第33条までをそれぞれ1章5条ずつ繰り下げるものであります。

前のページに戻りまして、附則について御説明をいたします。

1として、施行期日であります。この条例は平成24年10月1日から施行するものであります。

2として、経過措置であります。この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に現に存する施設で、改正後の遠軽町公共下水道条例第22条から第24条までの規定に

《平成24年9月20日》

適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は適用しない。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域または区間については、この限りでないとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第5号遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第5号遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正について御説明いたします。

災害対策基本法の一部改正に伴い、別紙のとおり遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

今回の災害対策基本法の一部改正につきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後の防災、災害対策に生かすため改正をされたものでありまして、主なものとしまして、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務などについて見直し、明確化が図られたところであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。第1条関係になります。

遠軽町防災会議条例第2条、所掌事務の第2号を「町長の諮問に応じて遠軽町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改めるものであります。

次に、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、新たに第3号として、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を加えるものであります。

《平成24年9月20日》

第3条、会長及び委員の第5項に、新たに10号として「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を加えるものであります。

次に、第6項を「委員の定数は、19人以内とする。」に改め、第7項中第5項第9号の次に「及び第10号」を加えるものであります。

次のページ、(第2条関係)の遠軽町災害対策本部条例でございますが、第1条趣旨でありますけれども、「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、経過措置として、第1条の規定による改正後の遠軽町防災会議条例第3条第5項第10号の規定より任命された最初の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成26年8月31日までとする。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町防災会議条例及び遠軽町災害対策本部条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長(岩山靖彦君) 議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度南町39号線通道路改良工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額4,935万円であります。

契約相手方は、紋別郡遠軽町大通北1丁目2番地41、丹野工業株式会社、代表取締役丹野義晴であります。

《平成24年9月20日》

この工事につきましては、8月28日、株式会社菅野組外7社により指名競争入札を行い、丹野工業株式会社が4,935万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表の1枚目の裏側にあります26番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、丹野工業株式会社とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し、着工の上、12月10日の完成を予定しているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約を締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第7号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第7号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得の目的は、平成24年度財務会計システム購入であります。

取得する財産は、次のページの別紙をごらん願います。

別紙は、取得する財産の一覧表でございます。

ハードウェア機器として、サーバ本体及び無停電電源装置を本所に各2台、バックアップ装置を本所及び白滝総合支所に各1台、バーコードリーダーを本所に4台、ソフトウェアとして財務会計システム一式であります。

前のページに戻りまして、取得方法は指名競争入札であります。

取得価格は1,134万円であります。

取得相手方は、旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号、株式会社コンピューター・ビジネス、代表取締役社長村山篤史であります。

《平成24年9月20日》

この財産の取得につきましては、8月28日、リコージャパン株式会社、株式会社コンピューター・ビジネス、株式会社内田システムソリューション、株式会社ぎょうせい、ジャパンシステム株式会社の5社により指名競争入札を行い、株式会社コンピューター・ビジネスが1,134万円で落札をしております。

なお、株式会社コンピューター・ビジネスとは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成25年3月15日を予定しているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） バックアップの部分についてちょっと教えてもらいたいのですけれども、サーバですとかそういったものすべて2台、白滝と本所に置くようになっているかと思うのですけれども、バックアップ装置についても、それぞれ本所と白滝に1台ずつ置きますけれども、本所のバックアップは本所で、白滝のバックアップは白滝でそれぞれバックアップするという事なのか、ちょっとバックアップの部分だけちょっと詳しく説明してほしいのですが。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） バックアップの件でございますけれども、この財務会計システムだけではなく、ほかのシステム関連につきまして、全体を本所と白滝総合支所のところにバックアップをとって運営していくという状況にしております。非常事態については、切りかえてその部分を使って業務に支障のないように対応するという方向で進めております。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 心配しているのは、遠軽でやっているこういうシステムが、例えば火災ですとか何かの災害によって支障を来した場合に、同じ建物内にバックアップがあったら、両方とも失ってしまうおそれがあるのでないかという懸念があったものですから、きちんと分かれてなっていて安心なんですよということであれば、それはそれでいいのですけれども、もう一度教えていただけますか。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） ちょっと説明不足でございました。

同じものが本所と、それと白滝支所のほうにデータを保存しているということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号財産の取得についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長(岸野博美君) 議案第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1,629万6,862円のうち、1,500万円を減債積立金として処分することいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第9号から日程第21 議案第11号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 議案第9号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)、日程第20 議案第10号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第21 議案第11号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第9号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算

《平成24年9月20日》

の総額に歳入歳出それぞれ5,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億1,884万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金に8万2,000円追加し、総額を2億2,488万2,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に921万8,000円追加し、総額を4億6,790万7,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、160万9,000円追加し、総額を254万4,000円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては、1,320万8,000円追加し、総額を8,126万円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に728万6,000円追加し、総額を9,941万2,000円とするものであります。

21款町債につきましては、1,920万円追加し、総額を20億2,530万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計136億6,824万1,000円に5,060万3,000円追加し、総額を137億1,884万4,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,553万8,000円追加、2項徴税費に203万円追加、3項戸籍住民基本台帳費に44万1,000円追加し、総額を27億3,730万3,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に201万7,000円追加し、総額を28億9,999万円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に588万3,000円追加し、総額を10億3,944万円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,220万円追加、2項林業費に289万6,000円追加し、総額を3億9,770万1,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、24万円追加し、総額を3億6,042万2,000円とするものであります。1項同額であります。

9款消防費につきましては80万円追加し、総額を10億1,697万円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に270万4,000円を追加、7項保

健体育費に585万4,000円追加し、総額を9億8,182万6,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計136億6,824万1,000円に5,060万3,000円追加し、総額を歳入歳出同額の137億1,884万4,000円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、臨時財政対策債は額の確定により、限度額6億円を6億1,920万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と同様であります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振りかえであります。

6目企画費、企画一般経費30万円につきましては、アニメ・マンガコンテンツを活用したまちづくりセミナー企画運営業務委託料でありまして、町の地域資源となっているアニメマンガとのゆかりを活用し、独自性と話題性のあるまちづくりの可能性を探るため、11月3日、げんき21において一般住民を対象にセミナーを開催するもので、このセミナー運営業務、講師手配業務等の委託料であります。財源は、地域づくり研修会開催支援金として全額雑入に計上しております。

14目諸費、過誤納還付1,362万9,000円につきましては、平成23年度分精算に係る税外過誤納還付金の追加でありまして、内訳は障害者自立支援給付費国庫負担金返還金1,179万9,000円、障害者医療費国庫負担金返還金1,063万1,000円、障害者自立支援給付費道費負担金返還金19万9,000円であります。

15目基金運営費、基金運営事業160万9,000円につきましては、指定寄附金7件及びふるさと納税寄附金2件による、まちづくり振興基金積立金の追加であります。

2項徴税费2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費203万円につきましては、過誤納還付金200万円は、昨年度予定納税されました法人町民税及び個人の過年度分確定申告による道町民税に大口の還付が発生したことによる追加であります。還付加算金3万円は、還付金に伴う利子の追加であります。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業44万1,000円につきましては、各種証明書に使用する偽造防止用紙の在庫が、当初の見込みより不足することから、偽造防止用紙15万枚を印刷するものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者自立支援事業1万7,000円につきましては、地域活動支援センター運営負担金でありまして、平成23年度負担金確定による精算分の追加であります。

《平成24年9月20日》

3目高齢者福祉費、高齢者住宅改造助成事業200万円につきましては、住宅設備改造支援費に不足が見込まれますので追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業568万3,000円につきましては、平成23年度丸瀬布厚生病院損失負担金の確定に伴う追加であります。

3目予防費、予防一般経費20万円につきましては、地域における健康づくりを支援するため、ノルディックウォーキング体験講習会実施に係る経費を追加するものであります。昨年度町内のウォーキングコースである遠軽河川敷コースが、北海道健康づくり財団が認定する北海道すこやかロードに認定されたことから、身近で気軽な健康ウォーキングの普及を図るため、このほど同財団から助成金の交付を受けて講習会を実施するものであります。

経費の内訳は、講習会に係る運動指導等講師に係る報償費6万円、ウォーキングマップ増刷に係る印刷製本費2万1,000円、通信運搬費5,000円、認定コースの表示板設置作業に係る手数料3万4,000円、貸出用ポール購入に係る備品購入費8万円であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、担い手対策事業150万円につきましては、青年就農給付金事業補助金でありまして、経営開始直後5年以内の所得を確保するため、本年5月に新規就農した1名に対する給付金であります。農業振興一般経費70万円につきましては、戸別所得補償経営安定推進事業補助金でありまして、離農者が新規に農地を貸し付けた際に交付される経営転換協力金で、対象者は1名であります。財源は全額道支出金であります。

5目農地費、小規模土地改良事業1,000万円につきましては、農地保全対策工事でありまして、道補助金の交付決定により、栄野地区の排水施設整備を行うものであります。財源は、道支出金300万円を見込んでおります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

2項林業費1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業7,000円につきましては、遠紋地区広域鳥獣被害防止対策協議会負担金でありまして、広域的に連携し、有害鳥獣の被害を軽減するため、本年7月に設立した協議会に対する運営負担金であります。民有林振興対策事業288万9,000円につきましては、伐採跡地等の確実な植林を目的として行う事業に要する経費でありまして、造林戸数6戸、造林面積23ヘクタール分に係る追加であります。財源は、道支出金177万7,000円を見込んでおります。

7款商工費1項商工費3目消費者行政推進費、消費行政一般経費24万円につきましては、国の消費者行政活性化交付金により実施された北海道消費者行政活性化事業の精査により、このほど各市町村に事業費の配分が行われたことから、消費者生活相談体制の窓口となる担当職員の資質向上を図るものでありまして、普通旅費23万9,000円、諸会議負担金1,000円の追加であります。財源は、全額道支出金であります。

《平成24年9月20日》

4目観光費は、財源の振りかえであります。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業80万円につきましては、遠軽地区自治会連合会防災事業補助金でありまして、今年度開催された自治会連合会の会議において事業内容が検討され、住民の防災意識の高揚と避難技術の習熟を目的に、10月7日、遠軽地域における避難訓練を実施するために要する経費を新たに補助するものであります。財源は、全額道支出金であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費270万4,000円につきましては、学校行事負担金170万4,000円は、中体連全道大会に遠軽中学校、南中学校、丸瀬布中学校の3校が6種目に参加、北海道吹奏楽コンクールに東小学校、遠軽中学校の2校が参加したことによる追加であります。

遠軽高等学校教育振興補助金100万円は、新たな補助金でありまして、従来から高等学校の文化・スポーツ活動に対して、積極的な支援を行ってきておりますが、年々少子化が進む中、町内の中学校卒業者が町外の高校へ進学している現状を踏まえ、町内の子供たちに引き続き地元への進学を促し、現状の間口の維持を図るとともに、魅力ある高等学校を創造するため、遠軽高等学校PTAに対し、進学、就職支援の補助を行うものであります。補助の内容は、進学支援といたしまして、駿台サテネット21衛星放送講座導入に係るサーバ使用料の補助70万円、就職支援といたしまして、SPI検査、適性検査に係る検査料の補助30万円であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費585万4,000円につきましては、社会体育振興補助金298万2,000円は、遠軽カップスキー大会補助金の追加でありまして、平成25年1月にロックバレースキー場で開催する遠軽カップアルペン競技大会を、全日本スキー連盟公認大会から国際スキー連盟公認大会に変更することによって必要となる計測機材や順位表示ボードなど、リザルトシステム購入に対する補助金を追加するものであります。ロックバレースキー場維持補助金287万2,000円は、遠軽カップアルペン競技大会開催による通信ケーブル改修及びプレハブ購入に対する補助金を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開き願います。

2、歳入。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金8万2,000円につきましては、地域活動支援センター2町負担金でありまして、平成23年度負担金確定による精算分の追加であります。

15款道支出金2項道補助金5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金520万円につきましては、新たな補助金として、担い手対策事業に係る青年就農給付金事業補助金150万円、経営転換協力金に係る戸別所得補償経営安定推進事業補助金70万円、小規模土地改良事業に係る地域づくり総合交付金300万円を計上するものであります。2節林業費補助金238万7,000円につきましては、民有林振興対策事業に係る未来につな

《平成24年9月20日》

ぐ森づくり推進事業補助金177万7,000円の追加、エゾシカ緊急対策事業に係る地域づくり総合交付金61万円の追加であります。7目商工費道補助金24万円につきましては、消費者生活相談体制の強化に係る消費者行政活性化事業交付金であります。8目消費費道補助金139万1,000円につきましては、遠軽地区自治会連合会避難訓練に係る地域支え合い体制づくり事業補助金80万円、福祉避難所機能促進事業に係る地域づくり総合交付金59万1,000円を計上するものであります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金159万9,000円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、東京都、大橋清様から10万円、南町3丁目、西川和子様から10万円、遠軽町開基祭・招魂祭・奉賛会から119万8,681円、社会福祉振興資金として、湯の里、仙野義一様から5万円、1条通南1丁目、辻丸智様から10万円、生田原水穂、平間正様から3万円、スポーツ振興資金として遠軽ソフトボール協会会長、松本量司様から2万円。3目ふるさと納税寄附金1万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、匿名希望者様から1万円指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,320万8,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

20款諸収入5項雑入5目過年度収入168万7,000円につきましては、障害者介護給付費等道負担金及び障害者自立支援医療費負担金に係る平成23年度精算分であります。6目雑入559万9,000円につきましては、ノルディックウォーキング講習会開催に係るすこやかロード関連事業助成金20万円。アニメ・マンガ活用のまちづくりセミナー及び花のまちづくりセミナー開催に係る地域づくり研修会開催支援金59万9,000円。いきいきふるさと推進事業助成金480万円につきましては、内訳といたしまして、白滝地域開基100年記念事業80万円、合気道開祖植芝盛平翁ゆかりの地100年記念事業100万円、第10回記念太陽の丘コスモスフェスタ開催事業100万円、第40回記念まるせっぷ藤まつり開催事業100万円、第30回記念まるせっぷ観光まつり開催事業100万円でありまして、当初予算に計上した各事業に対し、交付決定されたものであります。

21款町債1項町債8目臨時財政対策債1,920万円の追加につきましては、額の確定によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 別紙赤番3、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）に関する資料1ページをお開き願います。

小規模土地改良事業の位置及び内容について御説明いたします。

工事位置であります。栄野地区、図面中央丸線部分でありまして、遠軽市街地より南西へ7.5キロに位置する町道カクレ沢原野道路を横断している平吹地先の1,000ミリ

《平成24年9月20日》

メートルの横断管を起点としまして、町道栄野5号線を越え、小室宅取りつけ道路付近まで約400メートルの区間であります。

大雨及び融雪時のたびにカクレ沢川に流れ込む排水溝に農地から多量の水が流入し、洗掘を繰り返していることで、農地の流出及び隣接する道路の崩壊が起きているため、保全工事を行うものであります。

工事内容は、排水整備延長400メートル、V型トラフ敷設であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第10号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,511万6,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款療養給付費交付金につきましては、3,500万円追加し、総額を9,434万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計27億1,011万6,000円に3,500万円追加し、総額を27億4,511万6,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費に2,600万円追加、2項高額療養費に900万円追加し、総額を18億9,476万9,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計27億1,011万6,000円に3,500万円追加し、総額を歳入歳出同額の27億4,511万6,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養給付費2,600万円につきましては、医療受給者数の増加と重篤患者がいるため、療養給付費の増加による療養給付費保険者負担分の追加であります。

2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額療養費900万円につきましては、重篤疾病者の高額医療費、療養の増加による追加であり

《平成24年9月20日》

ます。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金3,500万円は、療養給付費交付金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第11号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,941万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

9款繰越金につきましては、181万3,000円追加し、総額を181万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計13億9,760万1,000円に181万3,000円追加し、総額を13億9,941万4,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

2款保険給付費につきましては、3項高額医療合算介護サービス等費に111万2,000円追加し、総額を13億1,100万9,000円とするものであります。

6款諸支出金につきましては、70万1,000円追加し、総額を90万1,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計13億9,760万1,000円に181万3,000円追加し、総額を歳入歳出同額の13億9,941万4,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等

《平成24年9月20日》

費、高額医療合算介護サービス等費 111万2,000円につきましては、介護給付費の増額が認められることから、追加をするものであります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金70万1,000円につきましては、平成23年度介護給付費等の確定による返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金181万3,000円につきましては、高額医療合算介護サービス等費の追加及び平成23年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

1時まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 先ほどの荒井議員の御質問の、以外の科目の表現は、どのようなものがあるのかという御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

それぞれの学校によりましていろいろな科目があるというふうに認識されていると思っておりますが、例えば心理学、構造学、考古学、そのようなものがありますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成24年9月20日》

- 議長（前田篤秀君） 6 款農林水産業費、19 ページから 22 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7 款商工費、23 ページから 24 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9 款消防費、25 ページから 26 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10 款教育費、27 ページから 30 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
12 款分担金及び負担金、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17 款寄附金、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 19 款繰越金、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20 款諸収入、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21 款町債、7 ページから 8 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第 2 表、地方債補正、3 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第 9 号の質疑を終わります。
次に、議案第 10 号平成 24 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。
質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。
2 款保険給付費、8 ページから 11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
4 款療養給付費交付金、6 ページから 7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第 10 号の質疑を終わります。
次に、議案第 11 号平成 24 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款諸支出金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第9号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 認定第1号平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第2号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第3号平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第4号平成23年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第5号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第6号平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第7号平成23年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第29 認定第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○**財政課長（太田 守君）** 平成23年度の各会計決算認定について御説明いたします。

認定第1号平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6会計の決算概要について御説明いたします。

お手元に配付の赤番4、5、7、8及び9が、一般会計、特別会計の決算に係るものがあります。赤番4は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書となっております。赤番5は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算概要説明書であります。赤番7は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく一般会計及び各特別会計の主要な施策の成果説明書であります。赤番8は、地方自治法第233条第3項の規定に基づく監査委員の歳入歳出決算審査意見書であります。赤番9は、地方自治法第241条第5項の規定に基づく監査委員の基金運用状況審査意見書であります。

それでは、赤番4の歳入歳出決算書をごらん願います。

認定第1号の平成23年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について御説明いたします。1ページから6ページまでは歳入でありまして、款及び項における決算額であります。6ページをお開き願います。収入済額の合計は144億6,091万9,984円となっております。2ページにお戻りいただきまして、不納欠損額につきましては、1款町税で77万3,256円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、1款町税で1億7,539万6,268円、3ページの12款分担金及び負担金で17万1,050円、13款使用料及び手数料で1,422万1,046円、16款財産収入で487万5,455円、20款諸収入で516万1,000円でありまして、6ページの収入未済額の合計は1億9,982万4,819円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表及び収入未済額調べをごらん願います。

7ページから10ページまでは歳出でありまして、10ページの支出済額の合計は142億4,894万124円となっております。

9ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額につきましては、2億1,197万9,860

《平成24年9月20日》

円で、そのうち1億600万円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰り入れております。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、歳入は11ページの1款町税から45ページの21款町債まで、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額について節ごとに記載をしております。歳出は、47ページの1款議会費から187ページの13款予備費まで、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額について節ごとに記載をしております。

個々の説明は省略させていただきますが、歳出に係る流用及び充用、繰越明許費に係る事項につきまして御説明をいたします。

47ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予算現額の予備費支出及び流用増減126万円につきましては、13節委託料について不足が生じたため、予備費より充用したものであります。

67ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費16目地域活性化対策費の不用額37万6,688円につきましては、平成22年度から明許繰越となりましたきめ細かな交付金事業及び住民生活に光りをそそぐ交付金事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費、繰越額2億7,883万1,000円に係るものであります。

101ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の予算現額の予備費支出及び流用増減184万7,000円につきましては、13節委託料について不足が生じたため、予備費より充用したものであります。

113ページをお開き願います。6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、翌年度繰越額の継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越3,696万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業に係る経費でありまして、平成24年度に繰越したものであります。

115ページをお開き願います。6款農林水産業費1項農業費5目農地費の不用額160万8,983円のうち、備考欄に記載の繰越明許費に係る不用額24万9,910円につきましては、平成22年度から明許繰越となりました道営土地改良事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費、繰越額1,000万円に係るものであります。

121ページをお開き願います。6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費の不用額2,600万1,523円のうち、備考欄に記載の繰越明許費に係る不用額26万1,923円につきましては、平成22年度から明許繰越となりました森林整備加速化林業再生事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費、繰越額116万6,000円に係るものであります。予算現額の予備費支出及び流用増減6,000円の減につきましては、2目林業施設費へ流用したものであります。

125ページをお開き願います。6款農林水産業費2項林業費2目林業施設費、予算現額の予備費支出及び流用増減6,000円につきましては、11節需用費について不足が生じたため、1目林業振興費より流用したものであります。

185ページをお開き願います。11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、翌

年度繰越額の継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越5,834万円につきましては、上支湧別幹線更正橋災害復旧事業に係る経費でありまして、平成24年度に繰越たものであります。

187ページをお開き願います。13款予備費1項予備費1目予備費、予算現額の予備費支出及び流用増減310万7,000円の減につきましては、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費及び4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費に予算の不足が生じたので充用したものであります。

189ページをお開き願います。189ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は2億1,191万1,000円であります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億600万円で、財政調整基金に繰り入れております。

次に、認定第2号の平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

190ページをお開き願います。190ページ、191ページは歳入でありまして、191ページの収入済額の合計は26億9,977万6,688円となっております。不納欠損額につきましては、1款国民健康保険税が121万7,803円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款国民健康保険税が1億2,721万8,423円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

192ページをお開き願います。192ページ、193ページは歳出でありまして、193ページの支出済額の合計は26億6,082万9,572円となっております。

歳入歳出差引残額は3,894万7,116円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、194ページから217ページが事項別明細書となっております。

206ページをお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、予算現額の予備費支出及び流用増減33万6,000円の減につきましては、2目退職被保険者等療養給付費へ流用したものであります。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費、予算現額の予備費支出及び流用増減33万6,000円につきましては、19節負担金、補助及び交付金について不足が生じたため、1目一般被保険者療養給付費より流用したものであります。

212ページをお開き願います。7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金、予算現額の予備費支出及び流用増減1,000円の減につきましては、3目その他共同事業拠出金へ流用したものであります。

《平成24年9月20日》

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金3目その他共同事業拠出金、予算現額の予備費支出及び流用増減1,000円につきましては、19節負担金、補助及び交付金に不足が生じたため、1目高額医療費共同事業拠出金より流用したものであります。

218ページをお開き願います。218ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は3,894万7,000円であります。

次に、認定第3号の平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

219ページをお開き願います。219ページ、220ページは歳入でありまして、220ページの収入済額の合計は2億6,261万4,163円となっております。収入未済額につきましては、1款後期高齢者医療保険料が51万6,192円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

221ページをお開き願います。221ページ、222ページは歳出でありまして、222ページの支出済額の合計は2億6,158万973円となっております。

歳入歳出差引残額は、103万3,190円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、223ページから230ページが事項別明細書となっております。

231ページをお開き願います。231ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は103万3,000円であります。

次に、認定第4号の平成23年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

232ページをお開き願います。232ページ、233ページは歳入でありまして、233ページの収入済額の合計は13億9,595万6,482円となっております。

収入未済額につきましては、1款介護保険料が336万129円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

234ページをお開き願います。234ページ、235ページは歳出でありまして、235ページの支出済額の合計は13億7,597万9,293円となっております。

歳入歳出差引残額は、1,997万7,189円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、236ページから249ページが事項別明細書となっております。

250ページをお開き願います。250ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は1,997万7,000円であります。

次に、認定第5号の平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

251ページをお開き願います。251ページ、252ページは歳入でありまして、2

52ページの収入済額の合計は、571万8,887円となっております。

253ページ、254ページは歳出でありまして、254ページの支出済額の合計は501万8,105円となっております。

歳入歳出差引残額は、70万782円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、255ページから258ページが事項別明細書となっております。

259ページをお開き願います。259ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は70万円であります。

次に、認定第6号の平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

260ページをお開き願います。260ページ、261ページは歳入でありまして、261ページの収入済額の合計は897万9,856円となっております。

262ページ、263ページは歳出でありまして、263ページの支出済額の合計は897万9,856円となっております。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、264ページから267ページが事項別明細書となっております。

268ページをお開き願います。268ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額はゼロ円であります。

次に、269ページ以降は財産に関する調書でありまして、公有財産、物品、債権及び基金について記載しております。説明は省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、赤番5の一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開き願います。1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表であります。

一般会計の予算額(A)及び(C)の欄には、平成22年度繰越明許費の額2億8,999万7,000円を含むものであります。

一般会計の(B-A)の欄には、平成23年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額9,523万2,000円を含むものであります。

一般会計の(C-D)の欄には、平成23年度繰越明許費の額9,530万円を含むものであります。

一般会計の(B-D)の欄には、平成23年度繰越明許費に係る一般財源の額6万8,000円を含むものであります。

次の3ページから32ページまでは、会計別の歳入歳出款別決算額比較表でありまして、各款における決算額について、前年度と比較したものであります。

33ページをお開き願います。33ページ、34ページは歳入歳出決算額構成表であり

まして、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフによりあらわしたものであります。

35ページから52ページまでは、各款の中で節の占める金額及び比率でありまして、各会計歳出の款ごとの節別内訳であります。

53ページをお開き願います。53ページ、54ページは町税収入未済額比較表でありまして、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものであります。

55ページから58ページまでは、収入未済額調べでありまして、町税以外の収入未済額の内訳であります。

59ページから62ページまでは、不納欠損額調べでありまして、平成23年度における不納欠損額の年度別内訳であります。

63ページから66ページまでは、給与費決算調書でありまして、各項における給与額の内訳であります。

67ページをお開き願います。67ページ、68ページは公債費に関する調べでありまして、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものであります。

69ページをお開き願います。69ページ、70ページは基金運用状況でありまして、基金ごとの内訳となっております。

次に、平成23年度定額運用基金運用状況につきまして御説明いたします。71ページは遠軽町土地開発基金運用状況、72ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、赤番7、各会計の主要な施策の成果説明書につきましては、各会計の事務事業について、事業ごとにまとめたものでありますので御参照いただきたいと思います。

赤番8、各会計の決算審査における監査委員の意見書及び赤番9、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、御参照いただきたいと思います。

以上で、平成23年度一般会計及び各特別会計の決算認定について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 認定第7号平成23年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

お手元に配付の赤番6が、平成23年度遠軽町企業会計決算書でありまして、赤番11が、平成23年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

赤番6の平成23年度遠軽町企業会計決算書1ページをごらんください。

平成23年度遠軽町水道事業会計決算書は、簡易水道事業特別会計との会計統合を行って初めての決算であります。平成23年度遠軽町水道事業会計決算につきましては、1ページから4ページまでは平成23年度遠軽町水道事業決算報告書でございまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載してございます。

《平成24年9月20日》

1 ページであります。収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせまして、決算額4億7,340万470円であります。

次のページの支出につきましては、第1款水道事業費用は第1項営業費用から第4項予備費までを合わせまして、決算額4億6,749万9,083円であります。

3 ページは資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入は第1項他会計補助金から第3項分担金までを合わせまして、決算額1,653万2,220円あります。

次のページの支出につきましては、第1款資本的支出は第1項建設改良費から第3項予備費までを合わせまして、決算額2億2,000万847円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億346万8,627円は、過年度分損益勘定留保資金6,853万9,971円、当年度分損益勘定留保資金1億64万1,790円、減債積立金3,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額428万6,866円で補てんしたところであります。

次に、財務諸表でございますが、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表を掲載してございます。

5 ページにつきましては、損益計算書でございます。当年度純利益は38万8,954円となっております。6 ページは剰余金計算書でございます。7 ページは剰余金処分計算書でございます。8 ページから10 ページにつきましては平成24年3月31日現在の貸借対照表でございます。

次に、決算付属書類でございますが、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載してございますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番11の水道事業会計決算審査における監査委員の意見書につきましては、御参照いただきたいと思います。

続きまして、認定第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

赤番6が、平成23年度遠軽町企業会計決算書でありまして、赤番6の32ページから下水道事業会計の決算であります。

平成23年度遠軽町下水道事業会計決算は、公共下水道事業特別会計を企業会計に移行して初めての決算であります。

平成23年度遠軽町下水道事業会計決算につきましては、32ページから35ページまでは平成23年度遠軽町下水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を掲載してございます。

32ページの収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益は第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせまして、決算額8億6,415万8,874円であ

《平成24年9月20日》

ります。

次のページの支出につきましては、第1款下水道事業費用は第1項営業費用から第4項予備費までを合わせまして、決算額8億4,468万3,171円であります。

34ページは資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金及び負担金までを合わせまして、決算額3億8,976万2,950円あります。

次のページの支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費までを合わせまして、決算額8億6,703万9,182円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億7,727万6,232円は、当年度分損益勘定留保資金4億6,235万9,699円、当年度利益剰余金処分額996万7,442円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額317万8,841円、引継金177万250円で補てんしたところであります。

次に、財務諸表でございますが、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表を掲載してございます。

36ページにつきましては損益計算書でございます。当年度純利益は1,629万6,862円となっております。37ページは剰余金計算書でございます。38ページは剰余金処分計算書でございます。39ページから41ページにつきましては平成24年3月31日現在の貸借対照表でございます。

次に、決算付属書類でございますが、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載してございますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番11の下水道事業会計決算審査における監査委員の意見書につきましては、御参照いただきたいと思います。

以上で、認定第8号平成23年度遠軽町下水道事業会計決算書の説明を終わります。

以上です。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

一括上程いたしました平成23年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成23年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

《平成24年9月20日》

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に高橋義詔議員、副委員長に黒坂議員が選出されましたので御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会します。

午後 2時28分 延会

（署名欄）長 〇
（署名欄）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

（署名欄）
（署名欄）

議 長 前田 篤秀

署名議員 黒川 貴行

署名議員 浅水 輝彦